

ふるさとぐんまの景観づくりに向けて

大規模行為の届出制度のあらまし

(群馬県景観条例)

私たちのふるさとぐんまは、雄大で美しい山々と母なる利根川の清流にはぐくまれ、地域のさまざまな風土や伝統文化に彩られた多様で個性豊かな景観をつくりだしてきた。個性豊かで美しい景観は、人々に心の安らぎとうるおいを与え、私たちの心のきずなどとなって、ふるさとへの誇りと愛着を育てていく。

今こそ、私たちは、優れた景観が私たち一人ひとりの知恵とたゆまない努力によって守られ、つくられていくことの大切さを認識し、このかけがえのない財産を後世に伝えていくための活動を繰り広げよう。

私たちは、活力あふれる地域を創造し、真に豊かで住みよい環境をきずき、これらを次代に引き継いでいくため、県、市町村、県民、事業者が一体となって、ふるさとぐんまの景観を保全し、創造していくことを決意し、ここに群馬県景観条例を制定する。

群馬県景観条例前文

令和8年4月
群馬県県土整備部都市計画課

県民の皆様へ

優れた景観は、単に美しいだけではなく、私たちの原風景として、私たちの豊かな感性を育んでくれるものであり、また、私たちの心と心を結びつけ、地域の活性化にも大いに貢献するものです。

群馬県では、群馬県景観条例に基づき、この美しいふるさとぐんまの景観を守り、育てていこうとしています。

大規模な建築物等の新築や土地の区画形質の変更などは、地域の景観に著しい影響を及ぼすおそれがあるので、これらの大規模行為については、条例に基づき、優れた景観づくりに向けて県が指導を行っていきます。

目次

- 1 大規模行為の届出について
- 2 届出対象区域
- 3 届出対象行為
- 4 届出の流れ
- 5 届出に必要な図書
- 6 景観形成基準

1 大規模行為の届出について

群馬県景観条例では、大規模な建築物等の建築や、土地の区画形質の変更など、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある行為（大規模行為）について、県へ届け出ることを規定しています（第18条）。

2 大規模行為の届出対象区域

この「大規模行為の届出」の対象となる群馬県景観条例の適用市町村は、下記地図で白色になっている市町村です。

グレーで着色されている市町村内における行為の届出については、それぞれの市町村の担当窓口へ御確認ください。



3 大規模行為の届出対象行為

行為	届出の対象規模	
建築物 新築、改築、増築、移転又は撤去 外観の様式替え又は色彩の変更	<p>高さ15m又は建築面積1000㎡を超えるもの</p> <p>ただし、(1)改築又は増築に係る部分の床面積が10㎡以下のもの (工業専用地域にあつては、当該行為に係る部分の建築面積が1000㎡以下のものとする。)</p> <p>(2)工事に必要な仮設の建築物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の様式替え若しくは色彩の変更</p> <p>(3)外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10㎡以下のもの</p> <p>(4)改築で、外観の変更を伴わないものを除く。</p>	
工作物 新築、改築、増築、移転又は撤去 若しくは外観の様式替え又は色彩の変更	①さく、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの
	②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類 ⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	高さ15mを超えるもの(建築物と一体となつて設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。)
	⑦観覧車等の遊技施設の類 ⑧アスファルトプラント等の製造設備 ⑨自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑩石油等の貯蔵・処理施設 ⑪污水处理施設等の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	⑫彫刻、記念碑の類	高さ15mを超えるもの
	<p>ただし、(1)大規模建築と一体となつて設置されるものの新築で、高さ1.5m以下のもの(⑦～⑪にあつては、新築に係る部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)</p> <p>(2)改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの(⑦～⑪にあつては、改築又は増築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く。)</p> <p>(3)工事に必要な仮設の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の様式替え若しくは色彩の変更</p> <p>(4)改築で、外観の変更を伴わないものを除く。</p>	
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの</p> <p>ただし、(1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵</p> <p>(2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないものを除く。</p>	

行為	届出の対象規模
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採 又は土石等の採取	面積が1,000㎡又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの
土地の区画形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、(1)農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く。)を除く。
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更	高さ15m又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする)
ただし、(1)地盤面下又は水面下における行為 (2)法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為を除く。	

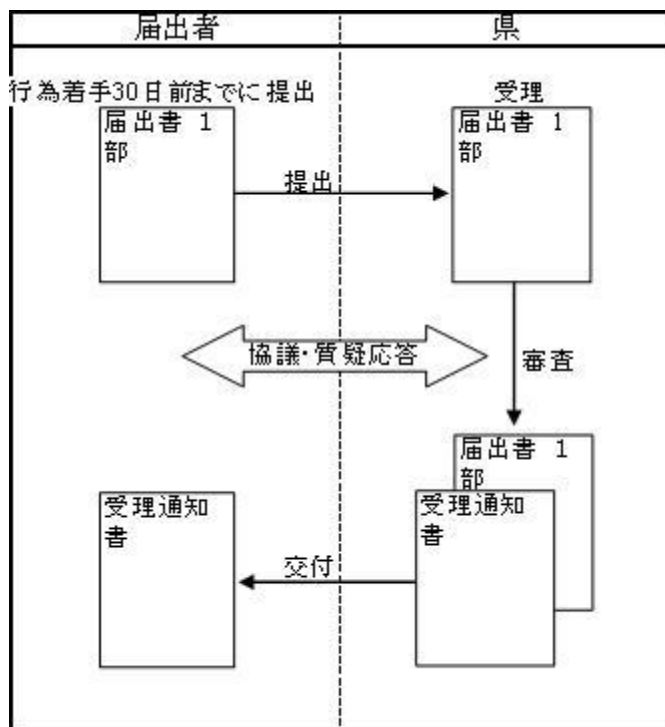
※適用除外となる場合もありますので、お問い合わせください。

4 届出の流れ

- ・届出者は行為着手30日前までに、届出書1部を県に提出してください。
- ・県は受理後、審査を行います。その間場合によっては届出者と協議・質疑応答を行います。
- ・審査完了後、県は届出者に対し、受理通知書を交付します。

届出時期

該当行為着手の30日前までに届け出てください。



届出にあたっての注意事項

- ・大規模行為を行うにあたっては、できる限り届出の前(計画・設計段階)に、群馬県都市計画課にご相談ください。
- ・県への届出が不要な行為、届出が不要な地域がありますので、ご確認ください。
- ・報酬を得て、本代理業務を行うことができるのは行政書士のみです。

5 届出に必要な図書

- ・届出書(別記様式第2号)
- ・チェックシート(全行為対象)
- ・チェックシート(携帯基地局追加項目)
- ・図面一式(景観条例施行規則別表)

群馬県HPでダウンロードできます
(<http://www.pref.gunma.jp/04/h5810168.html>)

6 景観形成基準

- ・大規模行為が周辺の景観と調和するよう基準を定めています。
- ・携帯基地局の鉄塔等について、別に運用指針を定めていますので、ご配慮ください。

行為	事項	基準
建築物等の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	位置	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。
		・山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。
		・道路等に接する敷地境界線からは、後退した位置とすること。この場合、周囲の町並みとの調和に配慮した位置とすること。郊外部にあっては、できる限り多く後退した位置とし、道路側に空地を確保すること。
		・都市部にあっては、隣接地と相互に協力し、まとまった空間を生み出すこと。
		・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。
	規模	・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
		・周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。
		・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること。高層の場合には、十分な空地を確保すること。
	形態	・自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする
		・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。
色彩	・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。	
	・屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。	
意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること。	
	・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。	
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。	
	・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。	
	・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。	
素材	・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること。	
	・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること。	
敷地の緑化	・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと。	
	・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること。	
	・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすること。	
その他	・歴史的建造物等地域の景観形成上特に必要な建築物等については、できる限り保全すること。	

行為	事項	基準
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	・道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始めること。
		・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。
		・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。
		・掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。
		・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。
		・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を担保するとともに、積極的に活用すること。
広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更		・河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。
		・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。
		・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。
		・建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。

携帯基地局の鉄塔等に係る大規模行為景観形成基準の運用指針

事項	基準
規模(高さ)	自然景観地や主要道路等の周辺にあつては、望見する山のりょう線から徒に突出しないように配慮すること。
色彩	背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、「濃茶」又は「灰色(低光沢N4.5相当)」を基本に周辺環境との調和に配慮すること。
形態	背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、色彩や周辺環境との調和に配慮するため、「鋼管柱」の採用を検討すること。

届出及び問い合わせ先

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県国土整備部都市計画課景観形成係

TEL 027-226-3652

FAX 027-221-5566

このあらまは、群馬県景観条例で定める内容の全てを網羅したものではありません。
ご不明な点は、随時お問合せください。

景観条例制定市町村問い合わせ先

市町村名	所属名	電話番号
前橋市	都市計画課景観・歴史まちづくり係	027-224-1111
高崎市	都市計画課景観室	027-321-1111
桐生市	都市計画課景観係	0277-46-1111
伊勢崎市	都市計画課景観係	0270-24-5111
太田市	都市計画課景観係	0276-47-1111
藤岡市	都市計画課計画指導係	0274-22-1211
富岡市	都市計画課景観係	0274-62-1511
安中市	都市計画課計画係	027-382-1111
みどり市	都市計画課都市計画係	0277-76-2111
下仁田町	建設水道課管理係	0274-82-2111
甘楽町	建設課都市計画係	0274-74-3131
中之条町	建設課都市計画・住宅係	0279-75-2111
長野原町	建設課管理国土調査係	0279-82-2244
嬭恋村	建設課管理係	0279-96-0511
草津町	企画創造課企画・都市計画係	0279-88-0001
高山村	地域振興課地域振興係	0279-63-2111
片品村	むらづくり観光課企画係	0278-58-2112
川場村	むらづくり振興課森林環境係	0278-52-2111
昭和村	企画課地域振興係	0278-24-5111
みなかみ町	地域整備課都市計画係	0278-62-2111
玉村町	都市建設課都市計画・企業誘致係	0270-64-7707
板倉町	地域創生課都市計画係	0276-82-1111